



誘導区域図

(13 / 27)

行政区域
都市計画区域
市街化区域

都市機能誘導区域
□ 都心拠点
□ 地域拠点

居住誘導区域
■ 公共交通沿線居住区域
■ 居住環境形成区域

その他の市街化区域
■ 一般居住区域
■ その他市街化区域
その他の市街化区域
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、
特防用消火栓設置区域、特防用消火栓設置区域、
特防用消火栓設置区域、地区計画のうち他の建築が
制限されている区域、みたけ地区を除く工業地域、
港湾施設

0 100 300 500m
1,250m

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の
盛岡市地図(1/2500, 1/10000)を
複製したものである。
(平成21年8月21日岩手県指令第8-5号)

